

令和6年10月2日

# 知っておきたい 物流分野の取引ルール

一から学ぶ物流特殊指定

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室

### <目次>

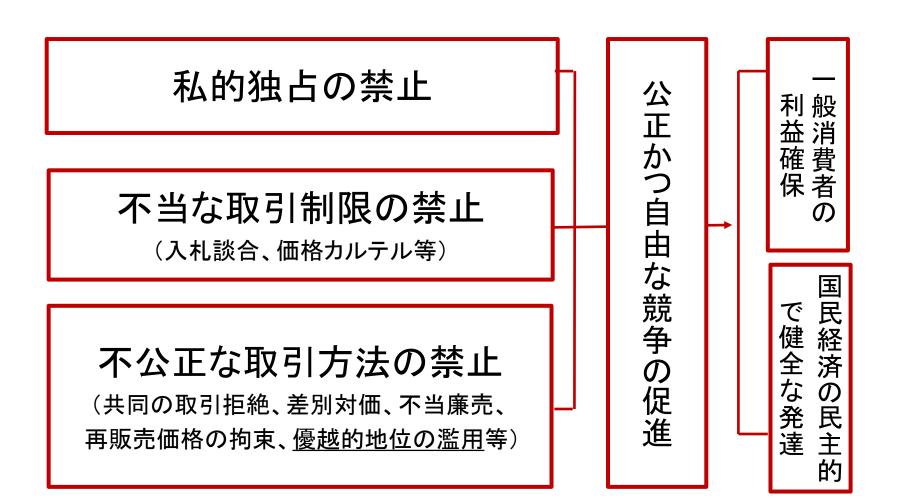
第1 独占禁止法上の優越的地位の濫用規制

第2 物流特殊指定

第3 書面調査結果等の御紹介

第1 独占禁止法上の優越的地位の濫用規制

# 優越的地位の濫用規制の位置付け①



(注)正式名称:「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和二十二年法律第五十四号)

## 優越的地位の濫用規制の位置付け②

### 独占禁止法

第2条第9項第5号

全ての事業分野に適用(本法で禁止行為を規定)

第2条第9項第6号

一般指定

全ての事業分野に適用 (告示で禁止行為等を規定)

特殊指定

特定の事業分野に適用(告示で禁止行為等を規定)

下請法

下請取引に適用

優越的地位の濫用行為は、独占禁止法が禁止する不公正な取引方法の一つであり、独占禁止法第2条第9項第5号、同項第6号に基づき指定される一般指定及び特殊指定において、それぞれ規制されている。

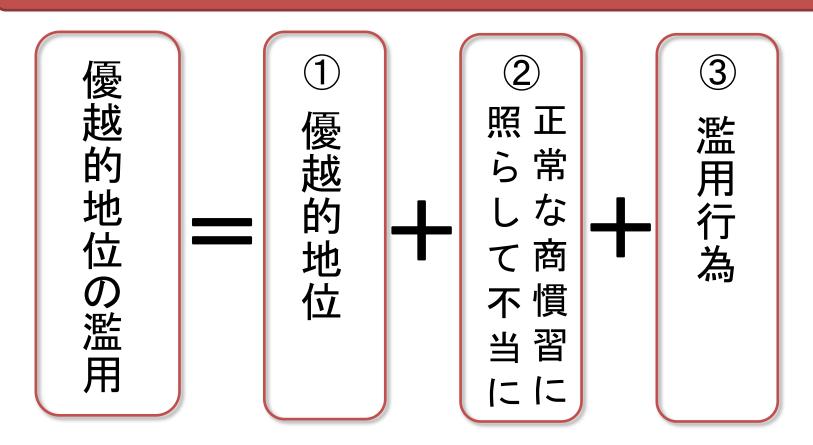
また、下請取引における優越的地位の濫用行為は、下請法によって規制されている。

# 優越的地位の濫用とは

優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることである。

当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による 取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競 争者との関係において競争上不利となる一方で、行 為者はその競争者との関係において競争上有利とな るおそれがあるため独占禁止法上禁止されている。

### 優越的地位の濫用の成立要件



優越的地位の濫用は、上記①から③の3つの要素から判断される。

#### 優越的地位の濫用の成立要件

### ①優越的地位



A社が取引先であるB社に対して優越した地位にあるとは

B社にとってA社との取引の継続が困難になることが、事業経営上に大きな支障を来すため、A社がB社にとって著しく不利益な要請等を行っても、B社がこれを受け入れざるを得ないような場合のことをいう。

# ① 優越的地位 の判断要素

A社が優越的地位にあるかどうかは、A社とB社の関係ごとに下記①から④を総合的に考慮する。

① B社のA社に 対する取引依存度 ② A社の市場に おける地位

総合的に考慮

③ B社にとっての取引先変更の可能性

④ その他 A 社と取引 することの必要性を 示す具体的事実

### 優越的地位の有無の判断要素①

- ① B社のA社に対する取引依存度(B社のA社に対する売上高)÷ (B社全体の売上高)
  - B社のA社に対する取引依存度が大きい場合



### 優越的地位の有無の判断要素②

- ② A社の市場における地位
  - A社の市場におけるシェアの大きさ
  - A社の市場における順位 等
  - A社のシェアが大きい場合
  - A社の市場における順位が高い場合



### 優越的地位の有無の判断要素③

- ③ B社にとっての取引先変更の可能性
  - 〇 他の事業者との取引開始又は拡大の可能性
  - 〇 A社との取引に関連して行った投資 等
    - 他の事業者との取引を開始・拡大することが 困難である場合
    - A社との取引に関連して多額の投資を行っている場合

### A社は優越的地位にあると認められやすい





### 優越的地位の有無の判断要素4

- ④ その他A社と取引することの必要性を示す 具体的事実
  - O A社との取引の額
  - O A社と取引することによるB社の信用の確保 等
    - A社との取引の額が大きい
    - A社と取引することでB社の取り扱う商品又は 役務の信用が向上する

# A社は優越的地位にあると認められやすい



## ②正常な商慣習に照らして不当に

### 正常な商慣習に照らして不当な行為

### 公正な競争を阻害するおそれがある行為

公正な競争を阻害するおそれがある行為であるかどうかは、下記①、②等を考慮して個別の事案ごとに判断される。

- ① 行為の広がり行為者が多数の取引の相手方に対して組織的に不利益を与える場合
- ② 問題となる不利益の程度 特定の取引の相手方に対してしか不利益を与えていない ときであっても、その不利益の程度が強い、又はその行為を 放置すれば他に波及するおそれがある場合

#### 優越的地位の濫用の成立要件

### ③濫用行為

- <独占禁止法第2条第9項第5号イ>
- 購入•利用強制
- <独占禁止法第2条第9項第5号口>
- 協賛金等の負担の要請
- 従業員等の派遣の要請
- ・その他経済上の利益の 提供の要請

<独占禁止法第2条第9項第5号ハ>

- 受領拒否
- 返品
- 支払遅延
- 減額
- 取引の対価の一方的決定
- やり直しの要請
- 取引条件の設定・変更・実施

(注)上記のほか一般指定において取引の相手方の役員選任への不当干渉が禁止されている (一般指定第13項)。

# 優越的地位の濫用行為が認定されると

の濫用 地位



### 排除措置命令

- 違反行為の差止め
- 契約条項の削除
- その他違反行為を排除するために 必要な措置

### 課徴金納付命令



違反行為に係る期間(上限:3年間) における違反行為の相手方との取引 額に算定率(1%)を掛けた額の課徴 金が課される。

# 第2 物流特殊指定

### 物流特殊指定とは

物流特殊指定の正式名称は、「特定荷主が物品の 運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引 方法」という。

物流特殊指定は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された独占禁止法上の告示である。

(注) 優越的地位の濫用を効果的に規制するために、物流特殊指定は規制対象を 明確化し、具体的な禁止行為を指定している。

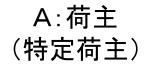
# 物流特殊指定の適用対象となる取引



荷主と物流事業者との取引に物流特殊指定を運用し、また、物流事業者間の再委託取引に下請法を 運用することにより、物流分野全体の取引の公正化を 図っている。

#### 物流特殊指定の適用対象となる取引①

### 荷主が物流事業者に対して直接委託する場合





物品の運送・保管の委託



物流特殊指定

B:物流事業者 (特定物流事業者)



荷主(A)が物流事業者(B)に対して、継続的に物品の運送 又は保管を委託している場合において、荷主及び物流事業者 の資本金や取引上の地位が物流特殊指定が定めるいずれか の関係(次頁)にあるときは、それぞれ特定荷主及び特定物流 事業者として、物流特殊指定の適用対象となる。

(注) 継続的とは、毎月のように連続的に委託(受託)しているということまでは必要ではなく、例えば、 不定期であっても繰り返し委託(受託)しているような場合も含まれる。

# 物流特殊指定の適用対象となる取引① 荷主と物流事業者の関係

荷主(特定荷主)

物流事業者(特定物流事業者)

a 資本金3億円超

資本金3億円以下

(個人事業者を含む。)

※資本金3億円超の事業者の子会社を除く。

り 資本金1千万円超 3億円以下 資本金1千万円以下

(個人事業者を含む。)

※資本金1千万円超の事業者の子会社を除く。

取引上の地位が 優越している荷主 取引上の地位が 劣っている物流事業者

上記 (こ)における取引上の地位の優劣の判断に際しては、荷主と物流事業者の関係ごとに、取引依存度、荷主の市場における地位、取引先変更の可能性等を総合的に考慮する。

#### 物流特殊指定の適用対象となる取引②

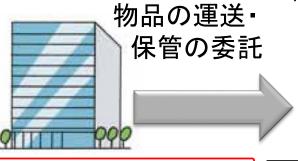
### 荷主の子会社が物流事業者に対して再委託する場合

A:荷主

B:元請物流事業者

C:下請物流事業者

(荷主Aの子会社)





物品の運送・

保管の再委託





(例)資本金5億円

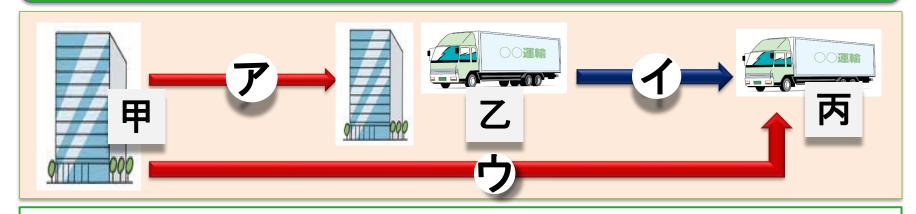
(例)資本金3千万円

(例)資本金2千万円

特定荷主・特定物流事業者の 認定に用いられる資本金 物流特殊指定(注)

荷主(A)の子会社(B)がCに対して再委託する場合において、Aから直接運送又は保管の委託を受けるものとすれば、AとCが「荷主と物流事業者の関係」(前頁)のいずれかに該当することとなる場合には、BとCとの取引に物流特殊指定が適用される。

# 物流特殊指定の適用対象となる取引②物流特殊指定における子会社の考え方



- o 甲が乙の総議決権の50%を超える議決権を有している場合(上図ア)、乙は甲の子会社となる。
- 甲とその子会社乙が合わせて丙の総議決権の50%を超える議決権を有している場合(上図イとウ) 丙は甲の子会社とみなす。
- 甲の子会社乙が丙の総議決権の50%を超える議決権を有している場合(上図アとイ)、丙は甲の子会社とみなす。

- ①代金の支払遅延
- ② 代金の減額
- ③ 買いたたき
- ④ 物の購入強制・役務の利用強制
- ⑤ 割引困難な手形の交付
- ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し
- ⑧ 要求拒否に対する報復措置
- ⑨ 情報提供に対する報復措置

### ①代金の支払遅延

特定荷主は、特定物流事業者に責任がある場合を 除き、代金を支払期日までに支払わなければいけません(物流特殊指定第1項第1号)。

- 荷主は、物流事業者に対し、自社の資金繰りの都合がつかなかったことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して代金を支払った。
- 荷主は、自社の事務処理手続が遅れたことを理由に、あら かじめ定めた支払期日を経過して代金を支払った。

## ②代金の減額

特定荷主は、特定物流事業者に責任がある場合を除き、あらかじめ定めた代金(運賃や保管料)の額を減じてはいけません(物流特殊指定第1項第2号)。

- 荷主は、物流事業者との間で代金の引下げについて合意 したが、引下げ前の代金で発注したものについてまで新しい 代金を遡って適用することにより、代金の額を減じた。
- 〇 荷主は、「管理事務手数料」として代金の額に一定率を乗 じて得た額を代金の額から減じた。
- 〇 荷主は、自己の顧客から販売した商品の単価を引き下げ られたことを理由に物流事業者に対して代金の額を減じた。

## ③買いたたき

特定荷主は、代金を決定するときに、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を特定物流事業者と十分協議することなく決定してはいけません(物流特殊指定第1項第3号)。

- 荷主は、物流事業者と十分に協議することなく、自社の予算 を基準にして一方的に代金の額を決定した。
- 荷主は、個々の物流事業者の事情を考慮することなく、一方的に従来の代金から一律に一定率で代金を引き下げることとした。
- 荷主が、これまでの週一回の配送を毎日の配送に変更するよう物流事業者に申し入れたところ、物流事業者は、配送頻度が増加すれば運送費等の費用がかさむため新たに見積書を提出したが、荷主は、物流事業者と十分な協議をすることなく、代金の額を据え置いた。

# ④物の購入強制・役務の利用強制

特定荷主は、正当な理由がないのに、特定物流事業者に対して物品又は役務を強制して購入・利用させてはいけません(物流特殊指定第1項第4号)。

- 〇 荷主は、物流事業者に対し、自社の発注担当者を通じて、取 引先が販売するお節料理を購入させた。
- 荷主が、物流事業者に対し、自ら指定するリース会社とトラックのリース契約を締結するよう要請したところ、物流事業者は既に同等の性能のトラックを保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、荷主は契約締結を再三要請し、当該契約を締結させた。

## ⑤割引困難な手形の交付

特定荷主は、支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付してはいけません(物流特殊指定第1項第5号)。

<問題となり得る事例>

〇 荷主は、物流事業者に対し、期間65日※の手形を交付した。

※ 下請法の運用では、繊維業90日・その他の業種120日を超える長期の 手形を割引困難な手形に該当するおそれがあるとして指導してきたが、 業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、令和6年11月1日以降、 業種を問わず当該期間を60日とすることとしている。

## ⑥不当な経済上の利益の提供要請

特定荷主は、自己のために、特定物流事業者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を提供させ、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません(物流特殊指定第1項第6号)。

- 荷主は、物流事業者に対し、自社の倉庫に保管してある荷物 の仕分け作業や梱包作業を無償で行わせた。
- 荷主は、物流事業者に対し、荷物の積み下ろしのための待機 時間に、他の物流事業者が運送した荷物の積み下ろし作業を 無償で行わせた。

# ⑦不当な給付内容の変更及びやり直し

特定荷主は、契約内容を変更したり、運送若しくは保管をやり直し(追加)させたりすることで、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません(物流特殊指定第1項第7号)。

- 荷主は、物流事業者に対し、運送の委託を直前に取り消した にもかかわらず、当該運送の手配に要した費用の一部を物流 事業者に負担させた。
- 荷主は、自己の都合で工事を延期し、設備工事に使用する 資材の運送をやり直させたにもかかわらず、それにより生じた 費用の一部を物流事業者に負担させた。
- 〇 荷主は、自己の都合を理由に、配送先を変更したにもかかわらず、変更に伴い必要となる費用の一部を物流事業者に負担させた。

## ⑧要求拒否に対する報復措置

特定荷主は、減額の要求や自己の指定する物品の購入の要求等(前記①~⑦)を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して取引量を減じたり、取引を停止したりしてはいけません(物流特殊指定第1項第8号)。

#### <問題となり得る事例>

○ 荷主は、物流事業者に対し、協賛金の提供を要請したところ、これを拒否されたことから、そのことを理由として取引の量を減らした。

# 物流特殊指定が禁止する行為 (9)情報提供に対する報復措置

特定荷主は、特定荷主が物流特殊指定第1項に掲げる行為(前記①~⑧)をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他の不利益な取扱いをしてはいけません(物流特殊指定第2項)。

### <問題となり得る事例>

○ 荷主は、物流事業者が公正取引委員会に対して減額した ことを知らせようとしたことを理由として、取引を停止した。

### 物流特殊指定に違反すると

# 排除措置命令

- 〇 違反行為の差止め
- 〇 契約条項の削除
- 〇 その他違反行為を排除するために必要な措置

第3 書面調査結果等の御紹介



# 令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する 調査結果等の概要について

公正取引委員会 優越的地位濫用未然防止対策調査室

令和6年6月

### 第1 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 (①)



#### 1 調査の方法

- 荷主と物流事業者との間の物品の運送又は保管に係る継続的な取引を対象に、 令和5年度の書面調査は、以下の要領で実施。
- 書面調査の結果を踏まえ、現下の労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について協議をすることなく取引価格を据え置く行為等が疑われる事案について、荷主121名に対する立入調査を実施。

	荷主向け	物流事業者向け
調査対象事業者	30,000名	40,000名
回収数	18,172名	20,103名
回収率	60.6%	50.3%
調査票発送日	令和5年9月29日	令和6年1月12日
回答期限	令和5年10月27日	令和6年1月31日
調査対象期間	令和4年9月1日 ~令和5年8月31日	令和5年1月1日 ~同年12月31日

### 第1 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 (①



#### 2 注意喚起文書の送付

- 書面調査及び立入調査の結果を踏まえ、<u>独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷</u> 主573名に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付。
- <u>注意喚起文書を送付した荷主の上位3業種は、「協同組合」(注)、「食料品製造業」、「飲</u> 食料品卸売業」の順であった。
- また、問題につながるおそれのある回答を行為類型別にみると、「買いたたき」、「代金 の減額」、「代金の支払遅延」の順に多かった。
  - (注) 主に農産物、林産物及び水産物の販売事業等を営む協同組合

#### (1)注意喚起文書を送付した荷主573名の業種別内訳

	<b>業種名</b> (注)	荷主数	割合		業種名	荷主数	割合	對	種名	荷主数	割合
製造業		265名	46.2%	卸売業、		178名	31.1%			130名	22.7%
(大分類)	食料品製造業	40名	7.0%	小売業	飲食料品卸売業	34名	5.9%		協同組合	53名	9.2%
	窯業・土石製品製造業	28名	4.9%	(大分類)	建築材料、鉱物・金	32名	5. 6%	その他	農業	11名	1.9%
	化学工業	21名	3.7%		属材料等卸売業	324	3.0%		総合工事業	11名	1.9%
	金属製品製造業	18名	3.1%		その他の卸売業	32名	5.6%		その他	55名	9.6%
	プラスチック製品製造業	17名	3.0%		機械器具卸売業	31名	5.4%				
	生産用機械器具製造業	17名	3.0%		その他の小売業	15名	2.6%		<b>∆</b> =1	573名	100%
	その他	124名	21.6%		その他	34名	5.9%		合計	3/34	100%

(注)業種名は、日本標準産業分類(令和5年7月告示 総務省)による。 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、大分類ベースの割合とその内訳の和は一致しない。

# 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 〇 公正取引委員会



#### 注意喚起文書の送付

#### (2)注意喚起文書を送付した荷主(687名)の行為類型別内訳

行為類型	件数	割合
買いたたき	239件	34.8%
代金の減額	142件	20.7%
代金の支払遅延	117件	17.0%
不当な給付内容の変更及びやり直し	106件	15.4%

行為類型	件数	割合
不当な経済上の利益の提供要請	45件	6.6%
割引困難手形の交付	31件	4.5%
その他	7件	1.0%
合計	687件	100%

<sup>(</sup>注)複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は前記(1)の荷主数573名とは一致し ない。

#### 3 問題につながるおそれのある事例

#### (1)買いたたき

荷主の業種		明時につかがてたるものもで車例		
大分類	中分類	ー いっという 問題につながるおそれのある事例   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
製造業	金属製品製造業	荷主Aは、物流事業者から労務費等の上昇に伴うコスト上昇分の運賃引上げを求められたにもかかわらず、そのような運賃引上げに応じない理由を回答することなく、 運賃を据え置いた。		
製造業	プラスチック製 品製造業	荷主Bは、物流事業者から労務費の上昇に伴うコスト上昇分の運賃引上げを求められたにもかかわらず、物流事業者が自助努力で解決すべき問題であるとして運賃の引上げ協議を拒否した。		

### 3 問題につながるおそれのある事例

#### (2)代金の減額

荷主の業種		<b>田野につかがてやるわのもで車側</b>		
大分類	中分類	─              問題につながるおそれのある事例		
卸売業、 小売業	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業	荷主Cは、物流事業者に対し、「協力値引き」と称して、契約書で定めていた運 賃を一方的に5%差し引いて支払った。		
不動産業、 物品賃貸業	物品賃貸業	荷主Dは、物流事業者に対し、運賃の支払方法を手形払から現金振込に変更したが、その際に運賃を一律に5%差し引いて支払った。		

#### (3)代金の支払遅延

荷	主の業種	BBBにつかようでものナフ市(50	
大分類	中分類	問題につながるおそれのある事例	
製造業	金属製品製造業	荷主Eは、物流事業者に対し、契約書で定めた運賃の支払日が金融機関の休日であった場合に、あらかじめ合意することなく、休日の翌営業日に運賃を支払っていた。	
卸売業、	その他の小売業	荷主Fは、物流事業者に対し、運送業務のほかに新たに附帯作業を追加し、委託したが、荷主Fの経理部門がそのことを把握していなかったため、当該附帯作業に係る料金の支払が遅れた。	

#### (4) 不当な給付内容の変更及びやり直し

荷主の業種		問題につながるおそれのある事例	
大分類	中分類		
建設業	総合工事業	荷主Gは、物流事業者に対し、運送を行うこととされていた当日の朝に運送委託を キャンセルしたが、そのような突然のキャンセルに伴い物流事業者が負担した費用 を支払わなかった。	
製造業	木材・木製品 製造業	荷主Hは、物流事業者に対し、運送内容を突然変更したが、その変更に伴い物流事業者が負担した費用を支払わなかった。	

### 3 問題につながるおそれのある事例

#### (5) 不当な経済上の利益の提供要請

荷主の業種		門頭につかがるセネカのちる車側		
大分類	中分類	- 問題につながるおそれのある事例 		
製造業	繊維工業	荷主 I が物流事業者に対し、自身の事業所の構内での事故防止のためとして、荷役作業や車両移動時の立会者の派遣を求めたことから、物流事業者はこれに応じたが、荷主 I はその費用を支払わなかった。		
製造業	はん用機械器 具製造業	荷主」は、物流事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、 関税・消費税の納付を立て替えさせ、物流事業者が荷主による直接納付を求めても応 じなかった。		

#### (6)割引困難な手形の交付

荷主の業種		明時につかがえたるものもでも何
大分類	中分類	・
不動産業、 物品賃貸業	物品賃貸業	荷主Kは、物流事業者に対し、運賃として手形期間150日の約束手形を交付した。

#### (7)物の購入強制・役務の利用強制

荷主の業種		即時につかがてかるまで東側		
大分類	中分類	一 問題につながるおそれのある事例 問題につながるおそれのある事例		
複合サービス事業	協同組合	荷主Lは、物流事業者に対し、自身が取り扱う自動車共済保険及び定期貯金を契約するよう求めた。		
運輸業、郵便業	道路貨物運送 業	荷主Mは、物流事業者に対し、自身の子会社が取り扱う保険の契約及びワインの購入 を強要した。		

# 第2 優越タスクにおける荷主と物流事業者との取引に関する優越的地位の濫用事案の処理状況



● 審査局内に設置した「優越的地位濫用事件タスクフォース」においては、荷主と物流事業者との取引に関する調査で物流事業者から寄せられた荷主の行為に関する情報を含め、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

#### 1 処理概況

令和5年度においては、荷主と物流事業者との取引に関する優越的地位の濫用事案について、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、17件の注意を行った。注意対象となった業種は、協同組合 (注) (3件)、食料品製造業(3件)、道路貨物運送業(2件)、プラスチック製品製造業(2件)、金属製品製造業(2件)など。

業種名	件数		
協同組合	3件		
食料品製造業	3件		
道路貨物運送業	2件		
プラスチック製品製造業	2件		
金属製品製造業	2件		
その他	5件		
合計	17件		
(注)農産物の販売事業等を営む協同組合			

#### 2 注意の内容

注意対象となった行為類型をみると、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が33件中12件と最も多く、次いで「代金の減額」が8件、「不当な経済上の利益の提供要請」が7件となっている(具体的な事例は、「令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(令和6年5月28日公表)の別添\*参照)。

行為類型	件数
不当な給付内容の変更 及びやり直し	12件
代金の減額	8件
不当な経済上の利益の 提供要請	7件
その他	6件
合計	33件

(注) 一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(17件)と行為類型の内訳の合計数(33件)とは一致しない。



公正取引委員会は、以下の取組を実施していく。

- 今回の調査結果について、関係省庁及び関係団体を通じて 周知徹底を図り、違反行為の未然防止に向けた取組を進め ていく。
- ●物流取引の状況を把握するため、今後も、荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施していく。
- ●優越的地位の濫用に当たり得る具体的な事案に接した場合には、引き続き、独占禁止法に基づき積極的かつ厳正に対処していく。

### 物流特殊指定についてのお問い合わせ先



公正取引委員会では、本局及び各地方事務所等において、物流特殊指定についての 御相談に対応しています。

#### 全国の相談窓口

事務所名	問い合わせ先
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室	電話 03-3581-1882 (直通)
北海道事務所 取引課	電話 011-231-6300 (代表)
東北事務所取引課	電話 022-225-7096 (直通)
中部事務所取引課	電話 052-961-9423 (直通)
近畿中国四国事務所取引課	電話 06-6941-2175 (直通)
近畿中国四国事務所 中国支所 取引課	電話 082-228-1502 (直通)
近畿中国四国事務所 四国支所 取引課	電話 087-811-1754 (直通)
九州事務所 取引課	電話 092-431-6031 (直通)
内閣府 沖縄総合事務局 総務部 公正取引課	電話 098-866-0049 (直通)

インターネットでも、様々な情報を提供しています。是非、御利用ください。https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu.html